

宮古市工業振興ビジョン 「実行計画」

令和4年3月
岩手県宮古市

宮古市工業振興ビジョン「実行計画」

1 策定の趣旨

(1) 策定の目的

宮古市工業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、旧宮古市において工業の進むべき方向性と、これを達成するための基本的な方針を示すため、平成11年からスタートしました。

新市ではこの方針を引き継ぎ、継続してビジョン策定を行ってきましたが、令和元年東日本台風災害、令和2年初頭から新型コロナウイルス感染症の影響があり、令和2年度を初年度とする新ビジョンの策定作業を中断せざるを得ませんでした。

本市の製造業は、コネクタ・金型を中心とする「電子部品・デバイス製造業」、合板製造を中心とする「木材製造業」、水産加工業を中心とする「食料品製造業」を主力工業として、地域経済を牽引しています。

本ビジョンでは、製造業が本市の基盤産業として持続・発展していくため、社会情勢の変化や、地域の実情にあわせた振興策を示し、「宮古市総合計画」に掲げる「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」を目指し、「活力に満ちた産業振興都市づくり」の実現に取り組んでいきます。

(2) ビジョンの性格

このビジョンは、宮古市総合計画（令和2年3月策定）を最上位計画とした「宮古市産業立市ビジョン」の政策分野別の実行計画（※）として、工業分野の重点事業（コア・プロジェクト）を定めるものです。

具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

また、国、県及び関係機関に対しては、このビジョンの積極的な支援、協力を要望するとともに、事業者・産業関係団体等に対しては、誘導指針として協力を要請するものです。

(3) 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）

※政策分野別の実行計画

宮古市産業立市ビジョンでは、政策分野計画として「農業」「林業」「水産」「商業」「工業」「観光」「港湾」の7つの実行計画を位置づけます。

2 目標指標・目標値

宮古市総合計画（前期基本計画）の部門別計画において、次のとおり工業分野の「目標指標・目標値」を設定しています。

指標	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
①製造業総生産額 (億円)	182	189	200
②従業員一人当たりの現金給与総額 (万円)	282	(H28) 314	323
③セミナー、研修等への参加者総数 (人)	149	(H29) 107	110
④工場等の新設・増設等件数 (件)	1	4	5
⑤工場等の新設・増設による増加従業者数 (人)	6	24	25

※目標値の考え方

- ① 製造業の生産額を増やすことを目指すもの（6%増）
- ② 生産性を高め、魅力あるモノづくり産業を目指すもの（3%増）
- ③ 技術力の強化など、人材・企業育成を図ることを目指すもの
- ④ 地域の魅力を創出する企業立地（増設含）を図るもの
- ⑤ 企業立地（増設含）による雇用の拡大を図るもの

3 重点事業（コア・プロジェクト）

このビジョンを実行するため、具体的に取り組む施策を重点事業（コア・プロジェクト）と位置づけ、次のとおり示します。

重点事業Ⅰ. 「人づくり」 (SDGs④⑤⑧⑨⑰)

項目	事業内容
① 人材の確保	<p>(1) 企業の情報発信支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業紹介の場の確保、紙媒体・WEB・SNS など多様なツールを利用した情報発信、<u>市民対象の工場見学会の開催</u>など <p>(2) 学生体験・研究発表の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生研究意見発表会の継続、モノづくり体験・出前授業の開催、職場体験・インターンシップへの支援など <p>(3) 地元就職の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生の技能習得支援、新規学卒者等就業奨励金による支援、就職面談会の開催、U・I ターン制度の活用など

	<p>(4) 県立宮古高等技術専門校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金型技術科の活用（管内就職卒業者への補助金支出）、在職者向け能力開発セミナーの周知など <p>(5) 多様な働き手の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習生の受入環境の整備・活用支援、福祉連携（障がい者雇用を含む）の強化など
② 人材の育成	<p>(1) 技術力強化研修・管理者研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じた業種別・横断的なセミナーの開催など <p>(2) 次世代経営者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古商工会議所が実施する次世代経営者を対象とした人材育成事業への支援 <p>(3) 企業の人材育成事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業が独自に実施する<u>人材育成事業への補助（産業振興補助金の活用）</u>など
③ 人材の定着	<p>(1) 企業の情報発信支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業展示会の開催による企業紹介、紙媒体・WEB・SNS など多様なツールを利用した情報発信、<u>市民対象の工場見学会の開催</u>など <p>(2) 企業の人材育成事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者・人事担当者向けセミナーなどの開催 <p>(3) 職場環境整備の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>多様な働き方に沿った環境整備を支援（補助メニューの紹介）</u> <p>(4) 市施策の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市施策の積極的な周知、<u>補助メニューの見える化</u>など

※新規事業に下線

重点事業2. 「モノづくり」(SDGs④⑧⑨⑱)

項目	事業内容
① 支援制度の充実	<p>(1) 相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの設置、積極的な情報収集など <p>(2) 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係支援機関との情報共有の徹底など <p>(3) 補助金等の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規創業者への家賃補助メニューの継続、<u>補助メニューの見える化</u>など

② 製品の製造支援	<p>(1) 開発支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新製品開発の支援（産業振興補助金の活用）、関係支援機関の情報提供、企業の地域内連携の強化など <p>(2) 生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産革新・改善等のセミナー開催、<u>補助メニューの見える化</u>など <p>(3) 衛生管理支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理セミナーの開催、HACCP 取得支援など
③ 販路開拓の支援	<p>(1) 展示会出展支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示商談会への出展補助、県やジェトロ盛岡との連携強化など <p>(2) 情報発信支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示商談会、マッチング機会の提供、新製品の情報発信など <p>(3) 異業種交流・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>工場見学</u>、経営者による意見交換、地域内連携の推進

※新規事業に下線

重点事業3.「環境整備」(SDGs④⑧⑨⑱)

項目	事業内容
① 新規創業者への支援	<p>(1) 補助金の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規創業者への家賃補助メニューの継続 <p>(2) 創業者支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古商工会議所が実施する創業者支援事業の支援 <p>(3) 伴走型支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業以後も継続的に支援を実施
② 事業承継の支援	<p>(1) 跡継ぎの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係支援機関との連携
③ <u>事業継続の支援</u>	<p>(1) <u>事業継続計画 (BCP) の策定支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続を支える情報提供や計画策定への支援 <p>(2) <u>SDGs (持続可能な開発目標) 推進に向けた連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の SDGs の取り組みを支援 <p>(3) <u>太陽光発電の導入支援</u> (※住宅用補助事業の拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム、蓄電池システムの導入支援

※新規事業に下線

重点事業4.「企業立地の推進」(SDGs⑧⑨⑬⑰)

項目	事業内容
① 企業立地の推進	(1) 情報収集・発信 ・企業立地に向けた積極的なセールスの展開 (2) 補助制度の充実 ・国・県の制度周知、市独自メニューの充実
② <u>工業用地の調査・検討</u>	(1) 現状整理とニーズ調査 ・用地の活用状況と今後の見込みの整理・調査 (2) <u>工業専用地域等の見直し</u> ・実状に即した用途の在り方の検討
③ <u>工業適地の確保</u>	(1) ニーズ・状況調査 ・新たな工業用地の必要性を検討するためのニーズ調査 (2) <u>民間用地開発への支援制度創設の検討</u> ・民間事業者が行う工業系用地開発への支援についての検討
④ 社会基盤の有効活用	(1) 三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路の積極的な利用 ・関係機関と連携した社会基盤の有効活用 (2) 宮古港の有効活用 ・関係機関と連携した社会基盤の有効活用

※新規事業に下線

5 施策の推進

施策の推進にあつては、宮古市産業振興条例(平成28年3月28日、条例第21号)に示す基本理念に基づき、市、事業者、産業関係団体及び市民の相互協力により推進していきます。

また、具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

なお、産業振興施策を推進するため、「宮古市産業立市ビジョン策定委員会」委員や学識経験者などで構成する「宮古市地域経済活性化連携会議(仮称)」を設置し、毎年度、これら計画や予算等について進行管理・実績評価、意見交換を行っていきます。

「宮古市工業振興ビジョン 2016~2019」の実績検証（令和3年7月）

1 計画の期間

平成28年（2016年）から令和元年（2019年）までの4年間

2 基本目標（数値目標）の実績

目標未達の主な背景として後継者不足、人手不足による廃業が挙げられる。人材育成事業は、事業者等の希望により研修内容の見直しを図ったことで参加者数が減少している。

企業誘致や既存企業のフォローアップ及び増設等の支援による雇用の場の確保、少子化による人材確保（不足）の取り組みが課題である。

基本目標	参考 (H21)	現状 (H26)	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 実績	達成度 (%)※1	目標 H31
製造業総生産額 (億円)	148	(H24) 129	(H26) 176	(H27) 222	(H28) 189	(H29) 198	(H30) 180	81.8	220
従業員一人当たりの 現金給与総額(万円)	254	(H24) 264	(H26) 285	(H27) 286	(H28) 297	(H29) 313	(H30) 316	113.3	279
製造業事業所数 (事業所数)	136	(H25) 109	(H26) 110	(H27) 122	(H28) 106	(H29) 104	(H30) 108	79.4	136
製造業従業者数 (人)	3,469	(H25) 2,796	(H26) 2,816	(H27) 2,805	(H28) 2,784	(H29) 2,704	(H30) 2,649	76.3	3,470
製造品出荷額等 (億円)	779	(H25) 697	(H26) 748	(H27) 752	(H28) 749	(H29) 776	(H30) 766	98.2	780
人材育成事業の参加 企業数(参加企業数)	56	(H25) 44	50	45	47	50	55	91.6	60
人材育成事業の参加 者数 (人)	373	(H25) 149	271	182	208	239	308	102.7	300
工場の新設・増設数 等(操業開始延件数)	2	(H25) 1	0	1	3	4	4	80.0	5
工場の新設・増設数 等による増加従業者 予定数 (累計・人)	10	(H25) 6	0	10	15	24	24	66.7	36

※達成度(%)は、目標値に対する直近の実績値との比較

資料

○宮古市産業振興条例

平成28年3月28日 条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、市の産業の発展と地域経済の更なる活性化を図るため、産業の振興に関し、基本理念を定め、市、事業者及び産業関係団体の役割及び責務を明らかにするとともに、産業の振興に関し基本となる事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化を促進し、もって地域社会の発展及び市民生活の一層の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (2) 産業関係団体 商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、観光文化交流協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、産業関係団体及び市民が相互に協力して推進されなければならない。

(基本方針)

第4条 市における産業の振興は、次に掲げる方針を基本として推進されなければならない。

- (1) 事業者が自らの創意工夫を生かして事業活動に取り組むこと。
- (2) 事業者が他の産業との連携、事業の継続及び継承、事業に係る技能の継承、研究開発の推進並びに新たな事業分野への事業展開に取り組むこと。
- (3) 事業者が環境保全の観点に立った事業活動に積極的に取り組むこと。
- (4) 市、事業者及び産業関係団体が相互に連携して、市の特徴を生かした産業を発展させること。
- (5) 市、事業者及び産業関係団体が社会的な責任を認識し、その責任を果たすことができる事業の創造に取り組むこと。

(市の役割及び責務)

第5条 市は、事業者及び産業関係団体と連携し、産業の振興に関する施策を推進するものとする。

2 市は、産業の振興に関する施策の推進に当たっては、国及び岩手県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

3 市は、事業者の受注の機会の拡大に努めるものとする。

(事業者の役割及び責務)

第6条 事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の上昇に努めるものとする。

2 事業者は、産業関係団体に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業の振興に関する施策及び産業関係団体が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

3 市内の商店街において事業を営む者は、当該商店街で事業を営む者が組織する産業関係団体に加入するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割及び責務)

第7条 産業関係団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫の取組並びに産業間又は事業者間の連携を支援し、情報の発信に努めるとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 産業関係団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、主体的に、又は市と連携して、産業の振興に関する施策及び地域の活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、産業の振興が地域の活性化に寄与することについて理解を深めるとともに、市が行う産業の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(産業の振興に関する意見交換会の開催)

第9条 市長は、産業の振興に関する施策を推進するため、意見交換会等の必要な会議を開催するものとする。

(補則)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料

宮古市工業振興ビジョン策定委員会要綱

平成27年6月12日 告示第116号

改正 平成27年7月24日 告示第151号

(設置)

第1条 宮古市工業振興ビジョンの策定に関し意見を求めるため、宮古市工業振興ビジョン策定委員会を置く。

(組織)

第2条 宮古市工業振興ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から宮古市工業振興ビジョンの策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業振興部産業支援センターにおいて処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年6月12日から施行する。
- 2 宮古市工業振興ビジョン策定委員会要綱（平成22年宮古市告示第155号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年7月24日から施行する。